

令和6年3月4日招集

令和6年第2回琴浦町議会定例会

琴 浦 町

町長提出議案

議案第 4 号	琴浦町地域運営組織条例の制定について	4
議案第 5 号	琴浦町債権管理条例の制定について	5
議案第 6 号	琴浦町簡易水道事業給水条例の制定について	6
議案第 7 号	琴浦町情報公開条例等の一部改正について	7
議案第 8 号	琴浦町特別会計条例の一部改正について	8
議案第 9 号	琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	9
議案第 10 号	琴浦町議会議員及び琴浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	10
議案第 11 号	琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	11
議案第 12 号	琴浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	12
議案第 13 号	在宅勤務等手当及び会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する関係条例の整備に関する条例の制定について	13
議案第 14 号	琴浦町行政財産使用料条例の一部改正について	14
議案第 15 号	琴浦町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について	15
議案第 16 号	琴浦町介護保険条例の一部改正について	16

議案第 17 号	琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例の一部改正について	17
議案第 18 号	琴浦町船上山発電所基金条例の一部改正について	18
議案第 19 号	琴浦町文化財保護条例の一部改正について	19
議案第 20 号	琴浦町監査委員条例の一部改正について	20
議案第 21 号	琴浦町住宅新築資金等貸付事業基金条例を廃止する条例について	21
議案第 22 号	令和 5 年度琴浦町一般会計補正予算(第 13 号)	別冊
議案第 23 号	令和 5 年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)	別冊
議案第 24 号	令和 5 年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)	別冊
議案第 25 号	令和 5 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)	別冊
議案第 26 号	令和 5 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算(第 2 号)	別冊
議案第 27 号	令和 5 年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第 6 号)	別冊
議案第 28 号	令和 6 年度琴浦町琴浦町一般会計予算	別冊
議案第 29 号	令和 6 年度琴浦町国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 30 号	令和 6 年度琴浦町介護保険特別会計予算	別冊
議案第 31 号	令和 6 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 32 号	令和 6 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計予算	別冊
議案第 33 号	令和 6 年度琴浦町簡易水道事業特別会計予算	別冊
議案第 34 号	令和 6 年度琴浦町八橋財産区特別会計予算	別冊
議案第 35 号	令和 6 年度琴浦町浦安財産区特別会計予算	別冊

議案第 36 号	令和 6 年度琴浦町下郷財産区特別会計予算	別冊
議案第 37 号	令和 6 年度琴浦町上郷財産区特別会計予算	別冊
議案第 38 号	令和 6 年度琴浦町古布庄財産区特別会計予算	別冊
議案第 39 号	令和 6 年度琴浦町赤碕財産区特別会計予算	別冊
議案第 40 号	令和 6 年度琴浦町成美財産区特別会計予算	別冊
議案第 41 号	令和 6 年度琴浦町安田財産区特別会計予算	別冊
議案第 42 号	令和 6 年度琴浦町以西財産区特別会計予算	別冊
議案第 43 号	令和 6 年度琴浦町水道事業会計予算	別冊
議案第 44 号	令和 6 年度琴浦町下水道事業会計予算	別冊
議案第 45 号	建設工事委託に関する年度協定の締結について	45
議案第 46 号	財産の取得に係る変更契約の締結について	46
議案第 47 号	琴浦町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について	47
議案第 48 号	琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について	48
議案第 49 号	琴浦町漁村センターの指定管理者の指定について	49
議案第 50 号	琴浦町南荒神団地集会所の指定管理者の指定について	50

議案第4号

琴浦町地域運営組織条例の制定について

別紙のとおり、琴浦町地域運営組織条例を制定することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、
本議会の議決を求める。

令和6年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

琴浦町地域運営組織条例

(目的)

第1条 この条例は、地域運営組織の活動の定着及び活性化を図り、もって地域課題の解決と住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域運営組織 地域住民が中心となって形成し、住民の主体的参画をもって地域活性化や地域福祉の充実、地域課題の解決に向けた取組を継続して実践する組織をいう。
- (2) 地域づくり 地域の課題解決に向けた住民主体による活動を推進することで、将来にわたって安心して住み続けられる地域を実現するために行う活動をいう。

(組織の役割)

第3条 地域運営組織は、町と協働して地域づくりを行うものとする。

- 2 地域運営組織は、地域づくりを行うに当たっては、地域の活性化及び地域の課題の解決に寄与する活動に自主的かつ主体的に取り組むものとする。
- 3 地域運営組織は、地域づくりを円滑かつ効果的に行うため、地域運営組織相互に情報交換及び連絡調整を図るように努めるものとする。

(対象区域)

第4条 地域運営組織の事業の主たる対象となる区域は、琴浦町公民館条例(平成17年琴浦町条例第28号)第2条において定める地区公民館ごとの対象区域(以下「対象区域」という。)とする。

(組織の要件)

第5条 地域運営組織は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 対象区域のすべての自治会が参加をし、その代表者が地域運営組織の運営に参画していること。
- (2) 対象区域の住民すべてが加入できること。
- (3) 目的、名称、区域、事務所の所在地、代表者及び会議、意思決定を行うための機関などを明記した規約を定め、当該規約に従い運営されていること。
- (4) 運営に当たる役員や代表者が民主的に選出されていること。
- (5) 民主的で透明性のある運営ができること。

(認定等)

第6条 町長は、前条の要件に該当する組織を地域運営組織として認定することができる。

2 前項に規定する認定は、1つの対象区域につき、1団体に限るものとする。

(事業)

第7条 地域運営組織は、地域づくり事業を行うものとする。

(活動の制限)

第8条 地域運営組織は、次に掲げる活動を行ってはならない。

(1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(計画の策定)

第9条 地域運営組織は、第7条の事業を行うため、地域の特性に基づく地域の将来像並びに地域づくりの基本目標及び活動方針を定めた計画を策定するものとする。

(町の支援)

第10条 町は、地域づくりを推進するため、地域運営組織に対し、必要な支援を行うものとする。この場合において、町は、地域運営組織の自主性及び自立性を尊重するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(琴浦町公民館条例の一部改正)

第2条 琴浦町公民館条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公民館運営協議会) 第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。 <u>ただし、琴浦町地域運営組織条例</u>	(公民館運営協議会) 第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。

(令和6年琴浦町条例第 号)第6条に基づき認定された地域運営組織のある対象区域の地区公民館については、この限りでない。

2及び3 略

2及び3 略

議案第5号

琴浦町債権管理条例の制定について

別紙のとおり、琴浦町債権管理条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、町が保有する債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、債権管理の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町の債権 金銭の給付を目的とする町の権利をいう。
- (2) 公債権 町の債権のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項に規定する歳入に係るものをいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく徴収金に係る債権及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (5) 私債権 町の債権のうち、公債権以外の債権をいう。
- (6) 私債権等 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

(法令等との関係)

第3条 町の債権の管理に関する事務処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則(以下「法令等」という。)に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(町長の責務)

第4条 町長は、法令等の定めるところにより、町の債権の適正な管理に努めなければならない。

(台帳の整備)

第5条 町長は、町の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)を備えなければならない。ただし、町の債権の性質上特にその必要がないと認められるときは、この限りでない。

(徴収計画)

第6条 町長は、町の債権を計画的に徴収するため、毎年度徴収計画を策定するものとする。ただし、証明書発行手数料その他債権の性質上町長が特に必要ないと認める町の債権についてはこの限りでない。

(私債権等の放棄)

第7条 町長は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該私債権等及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 私債権について消滅時効に係る時効期間が経過したとき(時効完成後に債務者が当該債権につき一部を履行したとき、その他債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。)
- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他に優先して弁済を受ける町の債権及び本町以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 債務者が破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により当該債権につきその責任を免れたとき。
- (4) 債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けていることまたこれに準ずる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(5) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、町長が徴収の見込みがないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定により私債権等を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行期日前に発生した町の債権についても適用する。

議案第6号

琴浦町簡易水道事業給水条例の制定について

別紙のとおり、琴浦町簡易水道事業給水条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町簡易水道事業給水条例

(趣旨)

第1条 この条例は、琴浦町簡易水道事業の給水に係る料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)及び琴浦町水道給水条例(平成16年琴浦町条例第187号。以下「給水条例」という。)で使用する用語の例による。

(給水区域)

第3条 琴浦町簡易水道事業の給水区域は、琴浦町水道事業の給水区域を除く次の表に掲げる区域とする。

給水区域	
琴浦町大字	八橋、倉坂、杉下、山田、大杉、福永、野田、法万、八反田、宮場、矢下、古長、別宮、三本杉、中津原

(琴浦町水道事業の設置等に関する条例の準用)

第4条 琴浦町簡易水道事業については、琴浦町水道事業の設置等に関する条例(平成16年琴浦町条例第185号)第5条から第7条までの規定を準用するものとする。

(琴浦町水道給水条例の準用)

第5条 琴浦町簡易水道事業の給水については、給水条例の規定を準用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、給水条例第34条に定める加入金は、免除するものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第5条の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して使用している専用水道又は飲料水供給施設(琴浦町水道事業及び専用水道の給水区域外で給水人口が10人以上100人以下の人の飲用に供する水道施設をいう。)であって、施行日から令和6年4月30日までにその使用料が確定するものについては、なお従前の例による。

(この条例の廃止)

第3条 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

議案第7号

琴浦町情報公開条例等の一部を改正する条例について

別紙のとおり、琴浦町情報公開条例等の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町情報公開条例等の一部を改正する条例

(琴浦町情報公開条例の一部改正)

第1条 琴浦町情報公開条例(平成16年琴浦町条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(開示の方法)</p> <p>第14条 公文書の開示は、<u>文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録については視聴、閲覧又は写しの交付等で、その種別、情報化の進展状況を勘案して、実施機関が別に定める方法により行う。</u>ただし、実施機関は、公文書の開示をすることにより当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があると認めるとき及び第8条第1項本文の規定により部分開示を行うときは、当該公文書に代えてその写しにより開示をすることができる。</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第16条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する審査会</u>に諮問し、その答申等を</p>	<p>(開示の方法)</p> <p>第14条 公文書の開示は、閲覧又は写しの交付の方法により行う。ただし、実施機関は、公文書の開示をすることにより当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき及び第8条第1項本文の規定により部分開示を行うときは、当該公文書に代えてその写しにより開示をすることができる。</p> <p>(審査会への諮問)</p> <p>第16条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに<u>琴浦町情報公開審査会</u>に諮問(<u>議会にあっては、意見聴取</u>)し、その答申等を尊重して、当該審査</p>

尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1)及び(2) 略

- 2 前項の規定によるもののほか、審査会は、この条例による情報公開制度の運営に関する重要な事項について審議し、実施機関に建議することができる。

第18条 削除

請求に対する裁決をしなければならない。

(1)及び(2) 略

- 2 前項の規定による諮問は、法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(情報公開等審査会)

第18条 第16条及び琴浦町議会の個人情報保護に関する条例(令和5年琴浦町条例第17号)第45条の規定に基づく諮問に応じて、審査請求について審査するため、琴浦町情報公開等審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査会は、必要があると認めるときは、関係者又は参考人に対し出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

5 審査会は、第1項の審査を行うほか、この条例による情報公開制度の運営に関する重要な事項について審議し、実施機関に建議することができる。

6 審査会の会議は、原則として非公開とする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、公開することができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は町長が定める。

(琴浦町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 琴浦町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年琴浦町条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査会への諮問)</p> <p>第6条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する審査会に諮問することができる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第6条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、<u>鳥取県個人情報保護法施行条例(令和4年鳥取県条例第29号)に規定する鳥取県個人情報保護審査会に諮問することができる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前に琴浦町情報公開条例第18条第1項に規定する琴浦町情報公開等審査会の委員であった者に係る同条第7項に規定する職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

(琴浦町附属機関条例の一部改正)

第3条 琴浦町附属機関条例(令和2年琴浦町条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前

別表第1(第2条関係)

名称	調査審議する事項
略	
条例表彰審査会	琴浦町表彰条例(平成16年琴浦町条例第5号)第7条に規定する事項
略	

別表第1(第2条関係)

名称	調査審議する事項
略	
条例表彰審査会	琴浦町表彰条例(平成16年琴浦町条例第5号)第7条に規定する事項
情報公開等審査会	琴浦町情報公開条例(平成16年琴浦町条例第10号)第18条第1項及び第5項に規定する事項
略	

議案第 8 号

琴浦町特別会計条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町特別会計条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町特別会計条例の一部を改正する条例

第1条 琴浦町特別会計条例(平成16年琴浦町条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p><u>(14) 琴浦町簡易水道事業特別会計 琴浦町簡易水道事業のため</u></p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 特別会計の歳入歳出は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">会計名</th> <th style="width: 40%;">歳入</th> <th style="width: 40%;">歳出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>琴浦町</td> <td>財産収入、</td> <td>管理費その</td> </tr> </tbody> </table>	会計名	歳入	歳出	略			琴浦町	財産収入、	管理費その	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計 住宅新築資金等貸付事業運営のため</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p><u>(14) 略</u></p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 特別会計の歳入歳出は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">会計名</th> <th style="width: 40%;">歳入</th> <th style="width: 40%;">歳出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>琴浦町</td> <td>財産収入、</td> <td>管理費その</td> </tr> </tbody> </table>	会計名	歳入	歳出	略			琴浦町	財産収入、	管理費その
会計名	歳入	歳出																	
略																			
琴浦町	財産収入、	管理費その																	
会計名	歳入	歳出																	
略																			
琴浦町	財産収入、	管理費その																	

以西財産区特別会計	寄附金その他の収入	他の支出	以西財産区特別会計	寄附金その他の収入	他の支出
略			略		
琴浦町船上山発電所管理特別会計	発電所売電収入、その他の収入	管理費、その他の支出	琴浦町船上山発電所管理特別会計	発電所売電収入、その他の収入	管理費、その他の支出
琴浦町簡易水道事業特別会計	簡易水道事業収入、国・県支出金、一般会計繰入金その他の収入	簡易水道事業費その他の支出	琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計	国・県支出金、繰入金その他の収入	貸付事業費その他の支出

第2条 琴浦町特別会計条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p>

<p>(1)～(13) 略</p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 特別会計の歳入歳出は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">会計名</th> <th style="width: 33%;">歳入</th> <th style="width: 33%;">歳出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>琴浦町 船上山 発電所 管理特 別会計</td> <td>発電所売電 収入、その 他の収入</td> <td>管理費、そ の他の支出</td> </tr> </tbody> </table>	会計名	歳入	歳出	略			琴浦町 船上山 発電所 管理特 別会計	発電所売電 収入、その 他の収入	管理費、そ の他の支出	<p>(1)～(13) 略</p> <p><u>(14) 琴浦町簡易水道事業特別会計 琴浦町簡易水道事業のため</u></p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 特別会計の歳入歳出は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">会計名</th> <th style="width: 33%;">歳入</th> <th style="width: 33%;">歳出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>琴浦町 船上山 発電所 管理特 別会計</td> <td>発電所売電 収入、その 他の収入</td> <td>管理費、そ の他の支出</td> </tr> <tr> <td>琴浦町 簡易水 道事業 特別会 計</td> <td>簡易水道事 業収入、 国・県支出 金、一般会 計繰入金そ の他の収入</td> <td>簡易水道事 業費その他 の支出</td> </tr> </tbody> </table>	会計名	歳入	歳出	略			琴浦町 船上山 発電所 管理特 別会計	発電所売電 収入、その 他の収入	管理費、そ の他の支出	琴浦町 簡易水 道事業 特別会 計	簡易水道事 業収入、 国・県支出 金、一般会 計繰入金そ の他の収入	簡易水道事 業費その他 の支出
会計名	歳入	歳出																				
略																						
琴浦町 船上山 発電所 管理特 別会計	発電所売電 収入、その 他の収入	管理費、そ の他の支出																				
会計名	歳入	歳出																				
略																						
琴浦町 船上山 発電所 管理特 別会計	発電所売電 収入、その 他の収入	管理費、そ の他の支出																				
琴浦町 簡易水 道事業 特別会 計	簡易水道事 業収入、 国・県支出 金、一般会 計繰入金そ の他の収入	簡易水道事 業費その他 の支出																				

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計の廃止に伴う経過措置)

第3条 琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計の廃止に伴う剰余金、債権及び債務は、琴浦町一般会計に帰属するものとする。

(琴浦町簡易水道事業特別会計の廃止に伴う経過措置)

第4条 琴浦町簡易水道事業特別会計の令和6年度予算に係る収入及び支出については、令和7年3月31日をもって打ち切り、令和6年度決算については、他の特別会計の例による。

2 琴浦町簡易水道事業特別会計の廃止に伴う剰余金、債権、債務及び財産は、琴浦町水道事業会計に帰属するものとする。

議案第9号

琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情
報の提供に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情
報の提供に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭
和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を
求める。

令和6年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年琴浦町条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事</u></p>

2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 略

別表第1(第4条関係)

機関	事務
2 教育委員会	琴浦町就学援助支給に関する要綱(令和5年琴浦町教育委員会訓令第1号)による就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

務とする。

2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。

3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。

4 略

別表第1(第4条関係)

機関	事務
2 教育委員会	琴浦町就学援助支給に関する要綱(令和5年琴浦町教育委員会訓令第1号)による就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護に準じて行う外国人に対する措置に関する事務であって、規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
2 町 長	地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 7 条第 4 号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付関係情報」という。)、生活保護法による保護の実施又は別表第 1 の 3 の項に掲げる事務若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの		2 町 長	地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 7 条第 4 号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付関係情報」という。)、生活保護法による保護の実施又は別表第 1 の 3 の項に掲げる事務若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの	
			2 町	別表第 1	法別表第 2 の 26

			長	の3の項 に掲げる 事務	の項第4欄に掲 げる情報
--	--	--	---	--------------------	-----------------

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

議案第10号

琴浦町議会議員及び琴浦町長の選挙における選挙運動の公費
負担に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町議会議員及び琴浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町議会議員及び琴浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町議会議員及び琴浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年琴浦町条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において選挙運動</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 <u>琴浦町</u>は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において選挙運動</p>

用自動車の借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日について、その使用に対し支払うべき金額(当該金額が16,100円を超える場合には16,100円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合
当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単

用自動車の借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日について、その使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には15,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合
当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 琴浦町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該

価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が1,320円を超える場合には、1,320円)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 琴浦町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が1,320円を超える場合には、1,320円)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の琴浦町議会議員及び琴浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条及び第8条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される琴浦町議会議員及び琴浦町長の選挙(以下「選挙」という。)について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 1 1 号

琴浦町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例
の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例

琴浦町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成16年琴浦町条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
職名	給料月額	職名	給料月額
町長	<u>829,000円</u>	町長	<u>827,000円</u>
副町長	<u>663,000円</u>	副町長	<u>662,000円</u>
教育長	<u>622,000円</u>	教育長	<u>621,000円</u>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第12号

琴浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年琴浦町条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条、第5条関係)			別表(第2条、第5条関係)		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略		琴浦町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例(平成16年条例第46号)に規定する旅費	略		琴浦町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例(平成16年条例第46号)に規定する旅費
代表監査委員	月額 <u>50,900円</u>		代表監査委員	月額 <u>50,700円</u>	
監査委員	月額 <u>36,500円</u>		監査委員	月額 <u>34,300円</u>	
農業委員会会長	基本給 月額 <u>56,500円</u> 能率給 年額 予算の範囲内で町長が定める額		農業委員会会長	基本給 月額 <u>56,300円</u> 能率給 年額 予算の範囲内で町長が定める額	
農業委員会会	基本給		農業委員会会	基本給	

長職務代理者	月額 <u>43,100円</u> 能率給 年額 予算の範囲 内で町長 が定める 額	長職務代理者	月額 <u>40,800円</u> 能率給 年額 予算の範囲 内で町長 が定める 額
農業委員会委員	基本給 月額 <u>40,500円</u> 能率給 年額 予算の範囲 内で町長 が定める 額	農業委員会委員	基本給 月額 <u>38,100円</u> 能率給 年額 予算の範囲 内で町長 が定める 額
農業委員会農 地利用最適化 推進委員	基本給 月額 <u>40,500円</u> 能率給 年額 予算の範囲 内で町長 が定める 額	農業委員会農 地利用最適化 推進委員	基本給 月額 <u>38,100円</u> 能率給 年額 予算の範囲 内で町長 が定める 額
教育委員会委員	月額 <u>40,500円</u>	教育委員会委員	月額 <u>35,800円</u>
略		略	
略		略	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第13号

在宅勤務等手当及び会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する関係条例の整備に関する条例の制定について

別紙のとおり、在宅勤務等手当及び会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和6年琴浦町条例第 号

在宅勤務等手当及び会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する関係条例の整備に関する条例

(琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</p> <p>第24条第5項の規定に基づき、法第3条第2項に規定する職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員及び法附則第5項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。以下「職員」という。)の給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</p> <p>第24条第5項の規定に基づき、法第3条第2項に規定する職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員及び法附則第5項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。以下「職員」という。)の給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p>

<p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(第11条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3～8 略</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第11条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(在宅勤務等手当)</p> <p>第11条の3 <u>住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)</u>の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、<u>在宅勤務等手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。</u></p> <p>3 <u>前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3～8 略</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第11条の2 略</p> <p>2～4 略</p>
---	---

(琴浦町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 琴浦町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年琴浦町条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>単身赴任手当、在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤奨手当とする。</p> <p>(会計年度任用現業職員の給与)</p> <p>第18条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される職員(次項において「会計年度任用現業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用された会計年度任用職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当、地域手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、<u>勤奨手当</u>、特殊勤務手当</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤奨手当とする。</p> <p>(会計年度任用現業職員の給与)</p> <p>第18条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される職員(次項において「会計年度任用現業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用された会計年度任用職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当、地域手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、特殊勤務手当</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

(琴浦町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 琴浦町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年琴浦町条例第186号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(会計年度任用企業職員の給与)</p> <p>第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用された企業職員 給料、通勤手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>、宿日直手当、特殊勤務手当</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(会計年度任用企業職員の給与)</p> <p>第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用された企業職員 給料、通勤手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、宿日直手当、特殊勤務手当</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
---	--

(琴浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 琴浦町職員の育児休業等に関する条例(平成16年琴浦町条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)</u>を除く。)が職務に復帰した場合におけるその者の号給について、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(給与条例第4条第5項の規定により町長が規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、必要な調整を行うことができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)</u>を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合におけるその者の号給について、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(給与条例第4条第5項の規定により町長が規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、必要な調整を行うことができる。</p>
---	---

(琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年琴浦町条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(給与)

第2条 前条の「給与」とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、通勤手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 略

(期末手当)

第7条 略

2及び3 略

(勤勉手当)

第7条の2 給与条例第20条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第20条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第18条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定める者を除く。以下この条及び次条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第19条4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあって

(給与)

第2条 前条の「給与」とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、通勤手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬及び期末手当をいう。

2 略

(期末手当)

第7条 略

2及び3 略

(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第18条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第19条4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職

は、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日。以下この条において同じ。)において、報酬を月額で定めるパートタイム会計年度任用職員については第10条第1項の規定による報酬と当該報酬に対する第11条に定める在勤地域に係る報酬の月額の合計額とし、報酬を日額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員については基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第10条第2項又は第3項の規定による報酬に相当するものに限り、フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して定める額を除く。)の1月当たりの平均額と当該報酬平均額に対する第11条に定める在勤地域に係る報酬の月額の合計額」と読み替えるものとする。

2及び3 略

(パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当)

第18条の2 給与条例第20条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員と

し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日。以下この条において同じ。)において、報酬を月額で定めるパートタイム会計年度任用職員については第10条第1項の規定による報酬と当該報酬に対する第11条に定める在勤地域に係る報酬の月額の合計額とし、報酬を日額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員については基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第10条第2項又は第3項の規定による報酬に相当するものに限り、フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して定める額を除く。)の1月当たりの平均額と当該報酬平均額に対する第11条に定める在勤地域に係る報酬の月額の合計額」と読み替えるものとする。

2及び3 略

しての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第20条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第14号

琴浦町行政財産使用料条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町行政財産使用料条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町行政財産使用料条例の一部を改正する条例

琴浦町行政財産使用料条例(平成27年琴浦町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

1 土地

区分		使用料		
		単位	金額	
電気事業及び電気 通信事業のため土 地を使用させる場 合	共架設備	使用する電 柱又は電話 柱1本につ き1年	1,500円	
	その他のもの		電気通信事業法施行令(昭和 60年政令第75号)別表第1に 定める額	
通勤等のため、駐車場として土地を使用さ せる場合		1台1年に つき	使用の許可を受ける者の受 益の程度等を勘案して町長 が別に定める額	
水道事 業、ガ ス事業 等のた め使用 させる 場合	ハンドホール又はマンホール		1個につき 1年	基準額に3.3を乗じて得た額
	水管、 下水道 管、ガ ス管そ の他の 管類	外径が0.3メートル未 満のもの	長さ1メー トルにつ き 1年	基準額に0.3を乗じて得た額
		外径が0.3メートル以 上0.5メートル未満の もの		基準額に0.4を乗じて得た額
外径が0.5メートル以 上のもの	基準額に0.5を乗じて得た額			

上記以外の使途で土地を使用させる場合	1年につき	基準額
--------------------	-------	-----

2 建物その他の工作物

区分	使用料	
	単位	金額
電気事業及び電気通信事業のため土地を使用させる場合	1年につき	電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1に定める額
通勤等のため、駐車場として土地を使用させる場合	1台1年につき	使用の許可を受ける者の受益の程度等を勘案して町長が別に定める額
太陽光発電設備による発電のため使用させる場合		使用の許可を受ける者と町長が協議して定める額

備考

- 1 土地に係る使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、次に定めるところにより計算するものとする。
 - (1)電気、水道、ガス事業等のため使用される場合にあつては、月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
 - (2)(1)以外の場合にあつては、日割りをもって計算する。ただし、これにより難しい場合は、許可を受ける者と町長が協議して定める額とする。
 - (3)算出した使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。
- 2 「共架設備」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が、当該電柱又は電話柱に設置する電線その他の設備をいうものとする。
- 3 使用面積若しくは物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 4 「基準額」とは、使用させる土地の前年分の相続税課税標準価格に100分の4を乗じて得た額をいう。
- 5 1件の使用料の額が100円未満である場合における当該使用料の額は、100円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

琴浦町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の
一部改正について

別紙のとおり、琴浦町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年琴浦町条例第26号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を
改正する条例

琴浦町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年琴浦町条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(長期継続契約の期間)</p> <p>第3条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間以内とする。</u></p> <p>(1) <u>前条第1号イ及びウ、並びに第2号から第4号までに掲げる契約</u> 5年</p> <p>(2) <u>前条第1号アに掲げる契約</u> 7年</p>	<p>(長期継続契約の期間)</p> <p>第3条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、<u>5年以内とする。ただし、前条第3号の規定に基づく契約、及びその他町長が必要と認めるものについては、この限りでない。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に締結した契約については、なお従前の例による。

議案第16号

琴浦町介護保険条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町介護保険条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、
本議会の議決を求める。

令和6年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町介護保険条例の一部を改正する条例

琴浦町介護保険条例(平成18年琴浦町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,670円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>47,680円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48,020円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>62,640円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>69,600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>83,520円</u></p> <p>イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,200円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>51,300円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>51,300円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,560円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>68,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>82,080円</u></p> <p>イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法</p>

律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 90,480円

イ 略

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 104,400円

律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。附則第10条第1項第2号イを除き、以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ又は第11号ロに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 88,920円

イ 略

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第9号ロ、第10号ロ又は第11号ロに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 102,600円

イ 略

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 118,320円

イ 略

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 132,240円

イ 合計所得金額が520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 146,160円

イ 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当

イ 略

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第10号ロ又は第11号ロに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 116,280円

イ 略

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ又は第11号ロに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 129,960円

イ 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号ロに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 143,640円

イ 合計所得金額が820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当

しないもの

- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ又は第13号ロに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 160,080円

イ 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号ロに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 167,040円

イ 合計所得金額が820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 174,000円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度にお

しないもの

- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 157,320円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度にお

る保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,840円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,840円」とあるのは、「33,760円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,840円」とあるのは、「47,680円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

る保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,520円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,520円」とあるのは、「34,200円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,520円」とあるのは、「47,880円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第2条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第2条第6号から第11号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とす

4 略

る。
4 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の琴浦町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第17号

琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例の一部改正
について

別紙のとおり、琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例(平成28年琴浦町条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
事業名	種類	手数料の額	事業名	種類	手数料の額
略			略		
琴浦町介護 予防教室	いきが い 利用料	<u>委託料の1割</u> <u>(1円未満の端 数を四捨五入す る)</u>	琴浦町介護 予防教室	いきが い 利用料	<u>1回当たり</u> <u>15</u> <u>0円</u>
	は れ ば れ 利用料	<u>委託料の1割</u> <u>(1円未満の端 数を四捨五入す る)</u>		は れ ば れ 利用料	<u>1回当たり</u> <u>20</u> <u>0円</u>
	げ ん き も	<u>委託料の2割</u> <u>(1円未満の端 数を四捨五入す る)</u>		げ ん き も	<u>1回当たり</u> <u>50</u> <u>0円</u>

	ん 利 用 料			ん 利 用 料	
琴浦町生活 援助サービ ス事業	利 用 料	1時間当たりの 委託料に介護保 険法施行規則 (平成11年厚生 省令第36号)第2 8条の2第1項 に基づき交付さ れた介護保険負 担割合証(以下 「負担割合証」 という。)に記載 されている利用 者負担の割合を 乗じて得た額 (1円未満の端 数を四捨五入す る)	琴浦町生活 援助サービ ス事業	利 用 料	1,500円に介護 保険法施行規則 (平成11年厚生 省令第36号)第2 8条の2第1項 に基づき交付さ れた介護保険負 担割合証(以下 「負担割合証」 という。)に記載 されている利用 者負担の割合を 乗じて得た額
				利 用 料 (買 物 の み 利 用 の 場 合)	1,000円に負担 割合証に記載さ れている利用者 負担の割合を乗 じて得た額

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第18号

琴浦町船上山発電所基金条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町船上山発電所基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町船上山発電所基金条例の一部を改正する条例

琴浦町船上山発電所基金条例(平成26年琴浦町条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表(第2条、第3条、第5条、第7条、第8条関係)						別表(第2条、第3条、第5条、第7条、第8条関係)					
1 名称	2 設置目的	3 積立 て	4 運用 益金 の整 理又 は処 理	5 処分 事由	6 積立 限度 額	1 名称	2 設置 目的	3 積立 て	4 運用 益金 の整 理又 は処 理	5 処分 事由	6 積立 限度 額
1 船 上 山 発 電	略		<u>(1)</u> 特 別会 計歳 入歳 出予 算に	略		1 船 上 山 発 電	略		特 別会 計歳 入歳 出予 算に 計上	略	

所欠損調整積立基金		計上して当該基金に積立て(2)積立限度額に達した場合は、特別会計歳入歳出予算に計上して、別表第1欄に掲げる他の基金に積立て		所欠損調整積立基金		して当該基金に積立て	
2	略	(1) 特別会計歳入歳	略	2	略	特別会計歳入歳出予	略
船上山				船上山			

発電所災害準備積立基金		出予算に計上して当該基金に積立て(2) 積立限度額に達した場合は、特別会計歳入歳出予算に計上して、別表第1欄に掲げる他の基金に積立て		発電所災害準備積立基金		算に計上して当該基金に積立て	
3	略	(1) 特別会	略	3	略	特別会計歳	略
船				船			

<p>上山発電所建設改良積立基金</p>		<p>計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て(2)積立限度額に達した場合は、特別会計歳入歳出予算に計上して、別表第1欄に掲げる他の基金に積立て</p>		<p>上山発電所建設改良積立基金</p>	<p>入歳出予算に計上して当該基金に積立て</p>
略		略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

琴浦町文化財保護条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町文化財保護条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町文化財保護条例の一部を改正する条例

琴浦町文化財保護条例(平成16年琴浦町条例第107号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(滅失又は<u>毀損</u>等)</p> <p>第10条 町指定保護文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは<u>毀損</u>し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合はその者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(指定)</p> <p>第19条 教育委員会は、無形文化財のうち町にとって重要なものを琴浦町指定無形文化財(以下「町指定無形文化財」という。)に指定することができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、<u>当該町指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定</u>しなければならない。</p> <p>3 <u>第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該町指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しよ</u></p>	<p>(滅失又は<u>き損</u>等)</p> <p>第10条 町指定保護文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは<u>き損</u>し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合はその者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(指定)</p> <p>第19条 教育委員会は、<u>所有者の同意を得て</u>無形文化財のうち町にとって重要なものを琴浦町指定無形文化財(以下「町指定無形文化財」という。)に指定することができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、<u>その旨を告示するとともに当該町指定無形文化財の保持者として認定しようとする者に通知</u>しなければならない。</p>

うとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知してする。

(解除)

第20条 町指定無形文化財が町指定無形文化財としての価値を失ったとき、その他特殊な事由が生じたときは、その指定及び保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

2 町指定無形文化財について国又は県の文化財の指定及び保持者又は保持団体の認定があつたときは、町指定文化財の指定及び保持者又は保持団体の認定は解除されたものとみなす。

3 前項の場合は、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該町指定無形文化財の保持者及び保持団体に通知しなければならない。

(保持者又は保持団体の氏名の変更等)

第21条 略

2 保持団体が名称、所在地若しくは代表者を変更し、又は解散したとき、その他の事由が生じたときは、保持団体の代表者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(保存)

第22条 教育委員会は、町指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、町指定無形文化財について、記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を行い、又は保持者又は保持団体その他保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(公開)

第23条 教育委員会は、町指定無形文化財

(解除)

第20条 町指定無形文化財が町指定無形文化財としての価値を失ったとき、その他特殊な事由が生じたときは、その指定を解除することができる。

2 町指定無形文化財について国又は県の文化財の指定があつたときは、町指定文化財の指定は解除されたものとみなす。

3 前項の場合は、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該町指定無形文化財の保持者に通知しなければならない。

(保持者の氏名の変更等)

第21条 略

(保存)

第22条 教育委員会は、町指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、町指定無形文化財について、記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を行い、又は保持者その他保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(公開)

第23条 教育委員会は、町指定無形文化財

の保持者又は保持団体に対し町指定無形文化財の公開を勧告又は命ずることができる。

(保存に関する助言又は勧告)

第24条 教育委員会は、町指定無形文化財の保持者、保持団体その他保存に当たることを適当と認める者に対しその保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定)

第25条 教育委員会は、所有者等の同意を得て、有形の民俗文化財のうち町にとって重要なものを琴浦町指定有形民俗文化財(以下「町指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財のうち町にとって重要なものを琴浦町指定無形民俗文化財(以下「町指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 略

(解除)

第26条 教育委員会は、町指定有形民俗文化財、町指定無形民俗文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、その指定を解除することができる。

2 前項の指定の解除には、第6条第2項及び第4項の規定を準用する。

(現状の変更)

第27条 町指定有形民俗文化財の現状を変更しようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 町指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更に関し必要な指

の保持者に対し町指定無形文化財の公開を勧告又は命ずることができる。

(保存に関する助言又は勧告)

第24条 教育委員会は、町指定無形文化財の保持者その他保存に当たることを適当と認める者に対しその保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定)

第25条 教育委員会は、所有者等の同意を得て、有形の民俗文化財のうち町にとって重要なものを琴浦町指定民俗文化財(以下「町指定民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 略

(解除)

第26条 町指定民俗文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、その指定を解除することができる。

2 前項の指定の解除には、第6条第3項及び第4項の規定を準用する。

(現状の変更)

第27条 町指定民俗文化財の現状を変更しようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 町指定民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更に関し必要な指示を

示をすることができる。

(町指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第28条 第7条から第13条まで及び第15条から第18条までの規定は、町指定有形民俗文化財について準用する。

することができる。

(町指定民俗文化財に関する準用規定)

第28条 第7条から第13条まで及び第15条から第18条までの規定は、町指定民俗文化財について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号

琴浦町監査委員条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町監査委員条例の一部を改正することについて、
地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、
本議会の議決を求める。

令和6年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町監査委員条例の一部を改正する条例

琴浦町監査委員条例(平成16年琴浦町条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第4条 監査委員は、<u>法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項</u>の規定による監査の請求があったとき、又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は監査の要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>(告示及び公表)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(公印)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(事務局の設置)</p>	<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項若しくは<u>法第98条第2項</u>の規定による監査の請求があったとき、又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は監査の要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>(職員の賠償責任の決定等)</p> <p><u>第10条</u> 監査委員は、<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、その日から10日以内に、<u>同条第8項の規定による意見を求められたときは、その日から10日以内に町長に通知又は提出しなければならない。</u></p> <p>(告示及び公表)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(公印)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(事務局の設置)</p>

第12条 略

(その他)

第13条 略

第13条 略

(その他)

第14条 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 2 1 号

琴浦町住宅新築資金等貸付事業基金条例の廃止について

別紙のとおり、琴浦町住宅新築資金等貸付事業基金条例を廃止することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町住宅新築資金等貸付事業基金条例を廃止する条例

琴浦町住宅新築資金等貸付事業基金条例(平成16年琴浦町条例第74号)は廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第45号

建設工事委託に関する年度協定の締結について

次のとおり、建設工事委託に関する年度協定を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 協 定 名 山陰本線浦安・八橋間ゴリン橋架替 2024年度協定
- 2 協 定 内 容 橋梁新設本体工事(上部工・下部工・基礎工)
- 3 工 事 場 所 琴浦町大字八橋
- 4 協定の相手方 西日本旅客鉄道株式会社
常務執行役員 中国統括本部長 藏原 潮
- 5 協 定 金 額 一金354,648,000円
- 6 工 事 期 間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

令和6年3月4日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第46号

財産の取得に係る変更契約の締結について(除雪ドーザー)

令和5年6月21日付で議決を得た「財産の取得について(除雪ドーザー)」について、次のとおり契約の変更をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

変更後	変更前
3 納期限 <u>令和6年11月29日</u>	3 納期限 <u>令和6年3月29日</u>

備考 変更部分は、下線の部分とする。

令和6年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第 4 7 号

琴浦町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護
条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定め
る協議について

別紙のとおり情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の
機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議を鳥取県とすることにつ
いて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項にお
いて準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、本議会の
議決を求める。

令和 6 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

琴浦町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく
合議制の機関に係る事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 琴浦町(以下「甲」という。)は、次の各号に掲げる事務(以下「委託事務」という。)を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

- (1) 甲の機関の保有する情報の公開に関する条例(以下「甲の情報公開条例」という。)に基づく公文書の開示請求(以下「公文書開示請求」という。)に係る開示決定等又は不作為についての審査請求に係る諮問に応じて行う調査審議に関する事務
- (2) 甲の情報公開条例の施行に関する重要事項について意見を述べ、又は公文書開示請求に係る通知について報告を受けることに関する事務
- (3) 甲の議会の保有する個人情報の保護に関する条例(以下「甲の議会個人情報保護条例」という。)に基づく保有個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に係る諮問に応じて行う調査審議に関する事務
- (4) 甲の議会個人情報保護条例の施行に関する重要事項について意見を述べることに係る事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)及びそれに基づく規則その他の規程(以下「鳥取県情報公開条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び支払の時期は、鳥取県知事(以下「知事」という。)が、琴浦町長(以下「町長」という。)と協議して定める。

第4条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、乙における第1条各号に掲げる事務に要する経費並びに甲の委託事務及び甲以外の市町村その他の地方公共団体から受託した第1条各号に掲げる事務に要する経費を合算して計上するものとする。

第5条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに

町長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第6条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を町長に通知するものとする。

(委託事務を廃止する場合の措置)

第7条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。

(甲の条例改正の場合の措置)

第8条 甲の情報公開条例又は甲の議会個人情報保護条例の全部又は一部を改正しようとする場合においては、町長は、あらかじめ、知事に通知しなければならない。

2 甲の情報公開条例又は甲の議会個人情報保護条例の全部又は一部が改正された場合においては、町長は、直ちに当該条例を知事に通知しなければならない。

(乙の条例等改正の場合の措置)

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される鳥取県情報公開条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、町長に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行について適用される鳥取県情報公開条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を町長に通知しなければならない。

(雑則)

第10条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規約の施行の際現に甲の情報公開条例又は甲の議会個人情報保護条例の規定により行われている諮問その他の行為でこの規約の施行の日以後乙が処理することとなる委託事務に係るものについては、同日以後鳥取県情報公開条例の規定により行われた諮問その他の行為とみなす。

2 前項の場合において、この規約の施行の際現に甲の実施していた調査審議その他の事務は、この規約の施行の日以後乙が実施したものとみなす。

議案第48号

琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について

次のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 琴浦町カウベル調理加工等施設
- 2 指定管理者
 - (1) 住所 鳥取県倉吉市越殿町1409番地
 - (2) 団体名 鳥取中央農業協同組合
 - (3) 代表者 代表理事組合長 上 本 武
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

令和6年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第49号

琴浦町漁村センターの指定管理者の指定について

次のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 琴浦町漁村センター
- 2 指定管理者
 - (1) 住所 琴浦町大字赤碕1735番地先
 - (2) 団体名 赤碕町漁業協同組合
 - (3) 代表者 代表理事組合長 祇園 行裕
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

令和6年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第50号

琴浦町南荒神団地集会所の指定管理者の指定について

次のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 琴浦町南荒神団地集会所
- 2 指定管理者
 - (1) 住所 琴浦町大字赤碕131番地3
 - (2) 団体名 南荒神町自治会
 - (3) 代表者 区長 船本 秀和
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで

令和6年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志